

佐賀県告示第二百三十号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年六月二日

佐賀県知事 古川 康

一 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置及び管轄土木事務所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄土木事務所
嘉瀬川水系 八田江	左岸堤防	佐賀市木原一丁目六七五番地先から佐賀市木原一丁目五四七番五地先まで	佐賀土木事務所

二 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 佐賀市長 秀島 敏行

住所 佐賀市栄町一番一号

三 管理の内容

(一) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(二) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(三) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

四 管理の期間

平成二十一年六月二日から道路の存続する日まで